

定期報告を必要とする建築物・防火設備・建築設備の指定概要 (大和市)

令和元年6月25日施行

用途	建築物 規模等 (いずれかに該当するもの) 【用途が避難階のみにあるもの、 または当該床面積200㎡以下のものは除く】	防火設備 随時閉鎖式 (注6)	建築設備 (給排水設備は対象外)				
			機械換気 (床面積: ㎡)	機械排煙 (床面積: ㎡)	非常用照明 (床面積: ㎡)		
劇場、映画館、演芸場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない	定期報告の 対象となる 建築物に設置 された設備	> 500	> 500	> 500		
観覧場(屋外観覧場は除く)	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上		> 500	> 500	> 500		
公会堂			> 500	> 500	> 500		
集会場			対象外	対象外	対象外		
ホテル、旅館			対象外	> 500	> 500		
共同住宅 (注1)			①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が300㎡以上	(いずれかに該当するもの)	対象外	対象外	対象外
寄宿舎 (注2)				①定期報告の 対象となる 建築物に設置 された設備	対象外	対象外	対象外
児童福祉施設等 (注3)				> 500	> 500	> 500	
病院				②床面積の合計 が200㎡超 の建築物に設置 された設備	> 500	> 500	> 500
診療所 (注4)				対象外	対象外	対象外	
【学校に附属するものを除く】 体育館、博物館、美術館、図書館、 ボウリング場、スキー場、スケート 場、水泳場、スポーツの練習場		①床面積100㎡超の部分が3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上	定期報告の 対象となる 建築物に設置 された設備	対象外	対象外	対象外	
百貨店、マーケット、物品販売業 を営む店舗(10㎡以内のものを除く)	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上	> 3000	> 500	> 500			
料理・飲食店等 (注5)		対象外	対象外	対象外			
報告周期	毎年	毎年	毎年				

建築物の用途	共同住宅 (注1)	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	寄宿舎 (注2)	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	児童福祉施設等 (注3)	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設[(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、 その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)] ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行 支援を行う事業に限る)
	診療所 (注4)	・患者の収容施設があるものに限る
	料理・飲食店等 (注5)	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
防火設備	随時閉鎖式 (注6)	・常時閉鎖式の防火設備(普段は閉鎖された状態で、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻るもの)は対象外 ・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外